

入 札 説 明 書

この入札説明書は、一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンターが発注する下記調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度単価契約物品（燃料）の購入
- (2) 概 要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 納品場所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地他

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）であること。
- (2) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、奥州市、金ケ崎町に店舗又は営業所があり、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿の（08 燃料油脂類－0802 車輛用燃料）に登載されている者であること。
- (3) 入札日において、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 平成30年4月1日以降に、国、地方公共団体又はいわてクリーンセンターから本件単価物品と同種の契約を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 入札参加者資格申請書等の提出

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和6年3月4日（月）午後5時までに（土日祝祭日を除く）に、19の場所に持参しなければならない（郵送及び電送による申請書類は受け付けない）。

なお、申請書は代表者印（申請者が個人の場合にあつては個人の印）を押印するものとする。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 資本関係・人的届出書（様式第2号）
- ウ 業務履行実績調書（様式第3号）
- エ 誓約書（様式第4号）

- (2) (1)により提出された入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行う

ものとし、その結果は令和6年3月6日（水）午後5時までにファクシミリにより通知する。

- (3) 入札参加資格の確認結果受理後、入札を辞退する場合には必ず辞退届を提出すること。

4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3号第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合

- (4) その他入札の適正性が阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)までと同視し得る関係があると認められる場合

- (5) 入札参加希望者が(1)から(4)までの制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。また、提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

7 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンター所長」とする。）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名・受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載。））

8 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和6年3月14日(木) 午前11時
- (2) 入札場所 〒023-1101 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地
一般財団法人クリーンいわて事業団
いわてクリーンセンター管理棟2階研修室
(入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。)
- (3) 入札場所には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場所から退去させ、又は入札を延期し、もしくは取りやめることがある。

9 入札保証金 免除

10 入札への参加

- (1) 3(1)により提出された書類を審査した結果、参加資格有りと認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札の参加資格のない者が提出した入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札

- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札者であって、岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

13 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を付する。
- (2) 開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、8(5)により、入札場所から退去させられた者も同様とする。

14 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

15 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約の条項は、別添「契約書案」のとおりとする。

16 契約保証金 免除

17 本説明書等についての質問

- (1) 本説明書等について質問がある場合には、令和6年3月4日（月）午後5時までに書面（様式任意、ファクシミリによる提出可）により19まで問い合わせることができる。
- (2) 前号の質問に対する回答は、令和6年3月6日（水）午後5時までに19のホームページに掲載する。

18 その他必要な事項

- (1) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合又は受注の重複により業務の遂行が困難と認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (3) 契約締結後、翌年度以降において収支予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

19 入札及び契約に関する問い合わせ先

一般財団法人クリーンいわて事業団 いわてクリーンセンター
〒023-1101 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地
電話 0197-35-6700 F A X 0197-35-7776
ホームページアドレス <https://www.iwatecln.or.jp/>